

●1. IGES2011 の参加報告

黒川 利明(CSK)

【質問者】

韓国で標準学会が設立されたということだが、標準化について学問にできる可能性はあるのか？

【発表者】

いまのところは事例ベースの学問ということになると思っている。日本でも、以前、一橋大学の栗原先生が「標準学」を提唱され、この研究会の発足時にもご講演いただいているが、その後の動きが無かった。

韓国では教育に力を入れテキストやカリキュラムも整備されているが、まだ事例ベースの内容に終わっているのではないか。アメリカではNISTが政府の局長クラスに対して教育をシミュレーションゲーム行っており好評であるというが、学問としての理論化については、2012年1月に来日してこの研究会で講演するKen Krechmerの活動ぐらいしか知らない。

【司会者】

知財を学問としてみるとどうだろうか。

【質問者】

知財のほうでも同様に事例をベースにした教育があり標準化教育と似ているところある。しかし、背景として法律があり、それをベースにした弁理士という資格があるため、それに関する知識をまず学ぶことになる。

【発表者】

知的財産に関する法律は、15世紀ごろにベニスで始まったとされている。しかし、標準というのは、人類が社会を作った時から生活の中で何らかの標準が必要となり使われていたはずである。また、近年では標準を”Soft Law”と呼ぶ人もいる。これらを考えると、標準学があってもよさそうに思う。